

安城市監査公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和6年11月22日

安城市長 三星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和6年7月5日から同年10月30日までの間に実施した生涯学習部生涯学習課及び株式会社ケイミックスパブリックビジネスに対する公の施設の指定管理者監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和7年1月17日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）行政財産目的外使用許可事務について

収入調定及び納入通知が、収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

（2）基本協定書及び管理業務仕様書について

管理業務の再委託について、前回と同様に契約内容等が書面で市に報告されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

（1）行政財産目的外使用許可事務について

収入調定は、収入金額が確定したときに起票し、納入通知は、安城市予算決算会計規則第35条第3項第3号により、納付義務発生後10日以内に送付しなければならない。

（2）基本協定書及び管理業務仕様書について

管理業務仕様書第9の12において、「再委託の契約後、業務名、再委託先及び契約内容等（損害賠償に関する定めを含む）を速やかに書面にて市に報告すること。」と規定されているため、書面にて報告されていなければならない。